

(第50号議案)

中野区障害者福祉会館条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

中野区障害者福祉会館及び中野区立かみさぎこぶし園は、各々の設置根拠となる条例において、指定管理者の要件として、社会福祉法人であることと限定している。また、中野区立障害児通所支援施設は、その設置根拠となる条例において、指定管理者の法人の種別を、社会福祉法人、医療法人又は特定非営利活動法人に限定している。

しかし、これらの施設で実施している事業は、いずれも法人の種別を限定することなく実施可能なものであり、現在においては様々な種別の法人によって同種の事業が行われている。

このことを鑑み、今後の公募にあたって、より広い範囲の法人が参入できるよう、指定管理者の要件を改めるため、中野区障害者福祉会館条例等を改正する。

2 対象施設

(1) 中野区障害者福祉会館

(2) 中野区立かみさぎこぶし園

(3) 中野区立障害児通所支援施設

① 中野区立療育センターアポロ園

② 中野区立重度・重複障害児通所支援施設

(愛称：子ども発達センターたんぽぽ)

③ 中野区立知的・発達等障害児通所支援施設

(愛称：放課後デイサービスセンターみずいろ)

④ 中野区立南部障害児通所支援施設

(愛称：療育センターゆめなりあ)

3 新旧対照表

中野区障害者福祉会館条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条の3 (略) (指定管理者による管理)</p> <p>第3条の4 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により区長が指定する法人(以下「指定管理者」という。)に会館の管理を行わせることができる。</p> <p>第3条の5～第12条 (略) 附 則 (略)</p>	<p>第1条～第3条の3 (略) (指定管理者による管理)</p> <p>第3条の4 区長は、<u>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人</u>で地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に会館の管理を行わせることができる。</p> <p>第3条の5～第12条 (略) 附 則 (略)</p>

中野区立かみさぎこぶし園条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第7条 (略) (指定管理者による管理)</p> <p>第8条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により区長が指定する法人(以下「指定管理者」という。)に施設の管理を行わせることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第9条～第11条 (略) 附 則 (略)</p>	<p>第1条～第7条 (略) (指定管理者による管理)</p> <p>第8条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき区長が指定する<u>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人</u>(以下「指定管理者」という。)に施設の管理を行わせることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第9条～第11条 (略) 附 則 (略)</p>

中野区立障害児通所支援施設条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第6条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により区長が指定する法人(以下「指定管理者」という。)に施設の管理を行わせることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条～第18条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第6条 区長は、<u>医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人</u>で、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により区長が指定する<u>もの</u>(以下「指定管理者」という。)に施設の管理を行わせることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条～第18条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の中野区障害者福祉会館条例第3条の4の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に指定する指定管理者による会館の管理について適用し、施行日前に指定した指定管理者による会館の管理については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の中野区立かみさぎこぶし園条例第8条第1項の規定は、施行日以後に指定する指定管理者による施設の管理について適用し、施行日前に指定した指定管理者による施設の管理については、なお従前の例による。

4 第3条の規定による改正後の中野区立障害児通所支援施設条例第6条第1項の規定は、施行日以後に指定する指定管理者による施設の管理について適用し、施行日前に指定した指定管理者による施設の管理については、なお従前の例による。